

公 示

自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準について

自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分を行う基準を下記のとおり定めたので公示する。

令和8年10月1日

北陸信越運輸局富山運輸支局長 木村 幸典



記

1. 自家用自動車を使用する者に対する車両の使用制限又は禁止の日数
違反に対しては、原則として「別表1 自家用自動車の処分基準」に定める処分を行うものとする。
2. 軽減措置
特に事情がある場合には、軽減措置として処分日数を最大限2分の1とすることができる。
3. 自家用自動車の使用禁止処分
自家用自動車の使用を禁止した場合においては、道路運送法第81条第2項において準用する同法第41条第1項の規定に基づいて、自家用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標（軽自動車にあっては、車両番号標）の領置を併せて行うものとする。
4. 本公示は、令和8年10月1日以降の違反行為から適用する。
5. 平成18年9月29日付け富運支局公示第2号は、令和8年9月30日で廃止する。

別表1 自家用自動車の処分基準

違反行為		参 考	処分(車両の使用制限又は禁止の日数)		
適 用 条 項	事 項	罰 則	違 反	再 違 反	再々違反
道路運送法 第4条第1項	無許可営業	3年 300万	120日×違反車両数	180日×違反車両数	180日×違反車両数
道路運送法 第43条第1項	無許可営業	1年 150万	120日×違反車両数	180日×違反車両数	180日×違反車両数
道路運送法 第78条	無許可有償運送	1年 150万	80日×違反車両数	180日×違反車両数	180日×違反車両数
道路運送法 第80条第1項	無許可有償貸渡し	100万	40日×違反車両数	80日×違反車両数	120日×違反車両数
貨物自動車運送事業法 第3条	無許可営業	3年 300万	120日×違反車両数	180日×違反車両数	180日×違反車両数
貨物自動車運送事業法 第35条第1項	無許可営業	1年 150万	120日×違反車両数	180日×違反車両数	180日×違反車両数
貨物自動車運送事業法 第36条第1項	無届出営業	100万	120日×違反車両数	180日×違反車両数	180日×違反車両数

(注)再違反とは、行政処分を受けた日から3年以内に同一条項に違反したものをいい、また再々違反とは、行政処分を受けた日から3年以内に同一条項に2回以上違反したものをいう。